

大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援金交付要綱

令和7年6月2日 7産産発 10529号 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区が区内在住・在勤で奨学金の返済を抱えている就業者を支援することにより、区内中小企業の人材確保を促し、就業者の定着率を向上させるとともに、若年就業者の経済的負担を軽減し、将来不安の低減、消費意欲の喚起などを図り、もって地域全体の経済成長につなげていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象事業所 次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

イ 主な事業内容が、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類のうち、製造業、運輸業、建設業のいずれか（これらに相当する事業内容として特に区長が認めたものを含む。）に該当すること。

ウ 区内に所在する本社、工場、事業所等であること。

(2) 就業 期間の定めのない労働契約に基づき正規雇用労働者として就業していること。

(3) 奨学金 第5条に規定する支援対象者が学資に充てることを目的とし、本人の名義で借り受けた資金のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

イ 交通遺児育英会奨学金

ウ あしなが育英会奨学金

エ 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。）が貸与するもの

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校、専門職大学又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する大学校が貸与するもの

カ その他区長が特に必要と認めたもの

(交付対象期間)

第3条 この要綱による奨学金返還支援金（以下「支援金」という。）は、交付申請をする日の前年度において、次の各号に示す期間がすべて重複している期間を対象とし、1か月単位で算出する。交付対象の期間は、最大で5年間（60か月分）とし、重複する期間が1か月に満たない場合は、対象外とする。

(1) 本区の住民基本台帳に登録されている期間

(2) 対象事業所において就業した期間

(3) 奨学金を返還した期間

(支援金の額)

第4条 支援金の交付額は、交付申請をする年度の前年度のうち、前条の期間において返還した奨学金の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、年間10万円を上限とする。ただし、算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支援対象者)

第5条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 次条の規定による事前申請をする日（以下「事前申請日」という。）において、次のいずれにも該当すること。

ア 事前申請日の属する年度の3月31日時点において、年齢が40歳未満であること。

イ 本区の住民基本台帳に登録されていること。

ウ 第2条第1号に規定する対象事業所に就業する予定である、又は就業していること。

エ 第2条第3号に規定する奨学金の貸与を受け、返還予定又は返還中であること。

(2) 第7条の規定による交付申請をする日（以下「交付申請日」という。）において、次のいずれにも該当すること。

ア 前号の規定による事前申請日から継続して本区の住民基本台帳に登録されていること。

イ 次条の規定による事前認定のために申請した対象事業所において就業開始日から継続して就業していること。

ウ 奨学金の返還を滞納していないこと。

エ 本区の特別区民税等を滞納していないこと。

オ 本要綱で定める支援金と同種の支援を受けていないこと。

カ 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと。

(支援対象者の事前認定)

第6条 支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、あらかじめ定められた期間内に申請し、支援対象者としての事前認定を受けるものとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 大田区奨学金返還支援対象者事前認定申請書（別記第1号様式）

(2) 住民票の写し

(3) 内定証明書や雇用契約書など、就業又は就業予定であることが確認できる書類の写し

(4) 就業先の履歴事項全部証明書の写し

(5) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し

(6) その他区長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、別に定める公募要領の指定した日までに行うものとする。

4 区長は、支援対象者として認定したときは、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援対象者認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

5 区長は、支援対象者として適当でないと認めたときは、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援対象者不認定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（現況報告及び交付申請）

第7条 前条の規定による事前認定を受けた支援対象者（以下「認定支援対象者」という。）は、交付を受けようとする期間が終了するまで、毎年度4月1日から6月30日までの間に、大田区奨学金返還支援現況報告書兼交付申請書（別記第4号様式）を提出して、区長にその現況を報告し、支援金の交付を申請するものとする。この場合において、提出期間の末日が大田区の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下「区の休日」という。）に当たるときは、その直前の区の休日でない日を当該期間の末日とする。

2 前項の交付申請には、次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

（1）住民票の写し（氏名・住所の変更があった場合のみ）

（2）在籍証明書（別記第5号様式）

（3）前年度に奨学金を返還した額がわかる書類の写し

（交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは交付決定を行い、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援金交付決定通知書（別記第6号様式）により申請をした認定支援対象者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査及び調査により、適当でないと認めたときは、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援金不交付決定通知書（別記第7号様式）により、申請をした認定支援対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条第1項の規定による支援金の交付決定通知を受けたとき、交付を受けた認定支援対象者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた日から30日以内に、区長に対し大田区奨学金返還支援金請求書（別記第8号様式）により支援金を請求するものとする。

（支援金の支払）

第10条 区長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに支援金を支払うものとする。

（変更届）

第11条 認定支援対象者又は交付決定者は、第6条第1項又は第7条第1項に定める申請内容に変更があった場合は、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援変更事項届出書（別記第9号様式）を速やかに区長に提出するものとする。

2 前項の届出書には、区長が指示する書類を添付するものとする。

（辞退届）

第12条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援交付辞退届（別記第10号様式）を速やかに区長に提出するものとする。

（1）支援金の交付を受けることを辞退しようとするとき。

(2) 第5条第2号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(決定の取消し)

第13条 区長は、交付決定者が次に掲げる事項に該当した場合は、事前認定又は支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 第5条第1号又は第2号に掲げる要件を欠いていたことが判明したとき。

(3) 前条の規定による大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援交付辞退届が提出されたとき。

(4) 第7条の規定による大田区奨学金返還支援現況報告書兼交付申請書が期限内に提出されなかったとき。

(5) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により事前認定又は支援金の交付決定を取り消したときは、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援認定等取消通知書（別記第11号様式）により認定支援対象者又は交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により事前認定又は支援金の交付決定を取り消された者が再申請を行う際は、別に定める公募要領によるところとする。

(支援金の返還)

第14条 区長は、前条の規定により支援金交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、前項の規定により支援金の返還を命じるときは、大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援金返還命令書（別記第12号様式）により行うものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 区長は、第13条第1項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、支援金の返還を命じたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、交付決定者に対し、支援金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 区長が前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 区長が第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命

じた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 18 条 区長は、交付決定者に対し支援金の返還を命じ、交付決定者が当該支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(電子申請等)

第 19 条 第 6 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項に定める申請又は第 11 条第 1 項若しくは第 12 条に定める届出は、別に区長が指定する方法によりインターネットを利用して行うことができる。この場合において、区長に送信等を行う事項は、当該手続の様式で定められた項目とする。

(電子通知)

第 20 条 第 6 条第 4 項又は第 5 項に定める通知は、インターネットを利用して行うことができる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。